

札幌市立発寒東小学校 いじめ防止基本方針

R6.4.5 改訂（いじめ対策委員会対応版）

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得るものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。

本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法第2条」より】

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- ・学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実する。
- ・児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 校内組織

- (1) 「いじめ対策委員会」でいじめ対策・いじめ対応にあたる。構成は、いじめ対策委員と当該児童の担任のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加を要請する。必要に応じて、弁護士、医師などの専門家や地域の関係者にも要請する。
- (2) 「いじめ対策委員会」はいじめ対策・いじめ対応として、本校におけるいじめ防止等の取組に関する計画や相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止に関する情報発信、取組の評価・改善を行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、いじめ対策委員会に当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 「いじめ対策委員会」は定例の会議を月に1回開催する。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- ・いじめに関する校内研修の計画、実施
- ・いじめに関する授業の実施、児童会活動による取組への支援
- ・学校評価による検証と基本方針の見直し
- ・安心安全な居場所づくりと心のかよい合う絆づくり

【日常の授業実践】

①落ち着いた学級環境

- ・先生や友達に丁寧な言葉遣いをすること、人に迷惑を掛けないことなどを指導する
- ・話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。

②楽しい授業・わかる授業づくり

- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・算数科では、習熟度別少人数指導の充実を図る。
- ・グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

③校内研究

- ・言語活動の充実に向けて、全教科領域において具体的な手立てを工夫し、「自ら考え、豊かに表現し、互いに認め合い、高め合える子」を育成する。

④児童の実態把握を通して

- ・児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

【道徳の授業を通して】

- ①思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ②児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ④いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。

【特別活動】

- ①全教育活動を通して道徳的实践意欲と態度を養い、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - ・望ましい人間関係を築く
 - ・よりよい集団活動を通して学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。
 - ・学級の支持的風土を育む（安心・安全な居場所づくり）
 - ・学級全員で自分たちの学級集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実施する。

- ②学級活動を通して望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。また違いや多様性を越えて、「合意形成」をする力を育てる。
- ③児童会活動を通して自ら楽しく豊かな学校の生活をつくりたいという意識を高める。
- ④なかよし（たて割り）活動を通して高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対する憧れの気持ちを育てる。
- ⑤クラブ活動を通して共通の興味・感心をもつ仲間存在に気付かせ、学年、学級の枠を超えた豊かな人間性、社会性を育てる。
- ⑥学校行事を通して集団による成就感・達成感を味わわせ、児童の所属感や連帯感、協調性を高める。

【教職員研修】

- ・ いじめの未然防止に関する研修
- ・ 「いじめに関する授業」の研究授業
- ・ いじめの対応に関する研修
- ・ 自尊感情や自己肯定感を高めるための研修
- ・ 教育相談体制に関する研修
- ・ いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修

（２）いじめの早期発見

- ・ 児童や保護者へ生活意識調査やいじめ実態調査の実施
- ・ いじめにかかわる情報の収集、分析、指導方針の見直し
- ・ スクールカウンセラーや担任による児童面談の状況把握
- ・ 情報の共有と記録
- ・ 教育説明会、学級懇談会、個人懇談や学校だよりを通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

（３）いじめの早期対応

- ・ 速やかな対応策の検討、実施
- ・ 被害児童やその保護者へのスクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカー等を活用した心のケア
- ・ 加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- ・ 保護者や関係機関との連携
- ・ 地域人材を活用した登下校時の見守り

（４）いじめの重大事態への対処

- ・ 教育委員会への報告と連携
- ・ 被害児童に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- ・ 被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ・ 加害児童への懲戒や出席停止の検討
- ・ 外部専門機関との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・法第28条に基づく調査を実施するため教育委員会が設置する組織との連携・協力

5 保護者との連携について

- ・児童が発するサインを学校と共有することの重要性を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、授業公開日の道徳の授業などで伝えていく。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合は、札幌市教育委員会へ報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、札幌市教育委員会へ報告し指導・助言を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察（スクールサポーター）や関係機関（市教委教育相談担当課・札幌市児童相談所・西区家庭児童相談室）などの協力を得て、学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということからPTAや学校評議委員会の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

警察への相談・通報する際の例

- 児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（参考）

いじめ防止対策推進法 第23 条第6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴 行 (刑法第 208 条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第 204 条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第 176 条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐 喝 (刑法第 249 条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

該当し得る犯罪	具体例
窃 盗 (刑法第 235 条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第 261 号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第 223 条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅 迫 (刑法第 222 条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

初期段階のアセスメント例

【欠席 1 ～ 3 日目】

- ・学級担任による電話連絡や家庭訪問の実施
- ・欠席理由の把握。

【連続欠席 4 日目以降】

- ・学級担任と学びの支援コーディネーター等による家庭訪問の実施。
- ・校内での情報共有。
- ・不登校の原因や背景の聴き取り。

【連続欠席 7 日目以降】

- ・学級担任と相談支援リーダー等による家庭訪問の実施。
- ・スクールカウンセラーを含めた校内支援体制の確認。
- ・校長または教頭と保護者の面談による不登校の原因や背景となった要因の究明。

【連続欠席 1 か月以降】

- ・札幌市教育委員会及び札幌市教育センターや児童相談所等の関係機関との連携。
- ・個別の支援計画を検討。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

	学校全体としての取組児童へ直接かかわる取組	保護者との連携
未然防止	○個々の価値観などの理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 ○「いじめに関する授業」（道徳、学級活動等）の実施 ○全校的な授業規律の共通化 ○「わかる・できる・楽しい」授業づくり ○いじめ撲滅に向けた児童会の取組への支援 ○自尊感情、自己肯定感を高める取組 ○いじめ防止に関する年間計画の作成 ○「学校いじめ対策委員会」の設置 ○学校評価による検証と基本方針の見直し	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な行事への参加
早期発見	○集団から離れて一人でのいる児童への声かけ ○個人懇談やいじめアンケートなどによる情報収集、児童の状況観察と実態把握 ○児童の持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 ・出欠確認時の観察 ○教員間による情報の共有 ○看護当番等による校内巡回等を通じた子供の観察 ○年間二回の担任による二者面談の実施 ○いじめに関する情報等の管理（ファイリング等） ○学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握 ○保護者相談の実施 ○児童館や学童クラブ等の連携による情報共有	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意

			学校全体としての取組児童へ直接かかわる取組	保護者との連携
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	被害	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	被害	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が明確でないいじめ	被害	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		加害	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

<いじめ対応の流れ>

